

潟上市週休2日制工事実施要綱

令和6年3月21日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、潟上市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事において週休2日を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 完全週休2日（土日）

対象期間中の各週において、土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休以上の現場閉所を行うものとする。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。

また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日（以下「振替休日」という。）を設定できるものとする。

(2) 週休2日

ア 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

イ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 4週8休

土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。

エ 4週7休

土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上、28.5%（8日／28日）未満であることをいう。

オ 4週6休

土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上、25.0%（7日／28日）未満であることをいう。

(3) 交替制

ア 週休2日交替制

工程上の制約がある工事等で現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工事」という。）について、現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交代しながら休日確保する取組をいう。

イ 月単位の週休2日交替制

対象期間において、全ての月で休日率が28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。

ウ 週休2日交替制における4週8休

対象期間内の休日率が28.5%（8日／28日）以上であることをいう。

エ 週休2日交替制における4週7休

対象期間内の休日率が25.0%（7日／28日）以上、28.5%（8日／28日）未満であることをいう。

オ 週休2日交替制における4週6休

対象期間内の休日率が21.4%（6日／28日）以上、25.0%（7日／28日）未満であることをいう。

(4) 対象期間

工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう（別に定める期間を除く。）。

(5) 現場閉所

現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所や巡回パトロール、保守点検などの現場管理上必要な作業も含めるものとする。

(6) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所をした日数の割合をいう。

(7) 休日率

対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請及び下請全ての技術者及び技能労働者が取得した休日日数の割合の平均をいう。

(8) 発注者指定型

発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定する方式である。

(9) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休 2 日又は交替制に取り組むことを協議したうえで実施する方式である。

(休日)

第 3 条 受注者は、休日に現場代理人等が作業に従事する場合、当該作業に従事する日（以下「休日作業日」という。）及び振替休日を休日作業日の前日まで監督職員に届け出るものとする。

2 発注者は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合においては、当該行為を行った日を休日として取り扱うものとする。

(1) 工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応

(2) 工事現場の安全を確認するための巡視活動

(3) 工事現場の安全を確保するための警備活動

(4) 作業の緊急性その他やむを得ない事由により監督職員の指示で行う作業

(対象工事及び発注方式)

第 4 条 発注者は、全ての工事を対象に、週休 2 日制工事（発注者指定型）により発注することを原則とする。なお、発注者が週休 2 日に適さないと判断した工事（別に定める工事）は除く。

2 発注者は、週休 2 日制工事の継続が適当ではないと判断した場合、週休 2 日制工事の指定を解除することができる。

3 発注方式は、別に定めるところによる。

(工期変更)

第 5 条 発注者は、完全週休 2 日（土日）又は週休 2 日の達成のみを理由とする工期の変更は行わないものとする。ただし、工程の変更理由が受注者の責めによらない場合は、別に定める基準により受注者と協議し、工期を変更するものとする。

(工事費の積算)

第 6 条 発注者は、別に定める積算方法により、各経費に補正係数を乗じるものとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、週休2日制工事の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和6年9月19日訓令第18号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和6年10月1日から施行し、同日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事等から適用する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の潟上市週休2日制工事実施要綱の規定による週休2日制工事については、なお従前の例による。